羅針盤 R4 (2022) 年度-No.33

「不登校児童への支援」

令和 5年1月10日(火) 昭島市立拝島第二小学校校長 小瀬 和彦

学校は失敗するところ! 教室は間違えるところ! 授業は子供が主人公! 誰一人取り残さない! 子供の成長を教育活動のど真ん中におく! One for all. All for one. ONE TEAM. チーム拝二小

I 不登校の定義と不登校支援が目指す方向及び教育機会確保法

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的理由による者を除いたもの」と定義されている。

不登校児童への支援は、「学校に登校する」という結果のみ を目標にするのではなく、**児童が自らの進路を主体的に捉え、** 社会的自立を目指せるように支援を行うことが求められる。

H29 年、確保法第7条の規定を受け、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本方針」が策定された。(問題行動と判断しない、ネットワークによる支援、多様な学びの機会:個々の状況に応じた学びの保障)

Ⅱ 不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握するアセスメント

●「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるのか」という方法のみにこだわったりするのではなく、〇「どのような学校であれば行けるのか」という支援ニーズや、本人としては「どうありたいのか」という主体的意思(希望や願い)、本人がもっている強み(リソース) や興味・関心も含め、不登校児童の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行う必要がある。⇒まず、「傷ついた自己肯定感を回復する。」」、「コミュニケーションカやソーシャルスキルを身に付ける」、「人に上手に SOS を出せる」ようになることを身近で支えることが大切!

Ⅲ 重層的支援構造

ケース会議に基づく、不登校児童に対する家庭訪問や SC·SSWによるカウンセリング、関係諸機関との協組織的支援

休み始めの段階でのアセスメント会議、教職員、SC、SSW、 保護者との協働・支援の開始

児童の「SOSを出す力」の獲得と教職員の「児童の変化に気付く力・SOSを受け止める力」の向上、教育相談体制の充実

児童にとって学校が安全・安心な居場 所となるための「魅力ある学校づくり」 と「分りやすい授業づくり」の工夫

IV 組織体制

「2」に記入。

学級担任による不登校児童のアセスメント→アセスメント会議(妥当なアセスメントになっているか、確認。) 「児童理解支援シート」

ケース会議 : アセスメントに基 づく支援策の立案 (組織的アプローチ・支 援策)「児童理解支援シ ート」「3」に記入。

組織的アプローチ・支援策の実践

アセスメント及び支援策の評価「児童理解 支援シート」「4」に記